

2013年12月 吉日

お客様各位

## 消費税増税に対する弊社の方針

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

2014年（平成26年）4月 1日（以後、増税施行日）より消費税率が現行の5%から8%へ引き上げられることが閣議で正式に決定されました。弊社におきましても、増税施行日以降のお客様とのお取引においては、新税率の8%を適用させていただく予定です。

なお当該ご案内より前に、既に消費税5%でお支払いいただいたお取引や締結いただいたご契約につきましても、2013年9月30日以前に契約を締結したものを除き、実際のご提供時期が増税施行日以降となる場合は、新税率（8%）と旧税率（5%）の差額を別途ご請求させていただく予定でございます。

ご面倒をおかけいたしますが、予めご理解を賜りたくお願い申し上げます。

東京都新宿区荒木町13番地4  
株式会社 アデランス  
代表取締役 根本信男